

京都市告示第 37 号

生活保護法第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 14 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成 24 年 4 月 13 日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
赤西 早百合	出町柳鍼灸整骨院	左京区田中下柳町 40 番地	平成 24 年 3 月 1 日
湊谷 知幹	京都医健専門学校 附属接骨院	中京区三条通室町西入衣棚 町 51 番地の 2	平成 24 年 2 月 28 日
大関 美沙	あんず鍼灸院	山科区音羽野田町 15 番地 の 9 ハヤシスタジオビル 1 階	平成 24 年 3 月 15 日
八木 延泰	八木鍼灸治療院	下京区西七条市部町 13 番 地の 2	平成 24 年 3 月 14 日
信貴 和也	しんき鍼灸整骨院	伏見区深草野田町 6 番地	平成 24 年 3 月 23 日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)